

## 知財教育共同利用拠点について

○李鎔璟・木村友久(山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター)

### 1. はじめに

2002年にバブル崩壊後落ち込んだ国際競争力の再建策の一つとして「知的財産立国」政策が打ち出され<sup>1</sup>、以降大学においても知的財産に関する人材の輩出が求められるようになった。当初の知財教育は、いくつかの大学において知的財産専門職大学院(学校教育法第99条第1項)が設置されるなど“知的財産専門人材”(「知的財産制度を熟知し、研究者やクリエイター等が生み出した『知の成果』の知的財産としての保護、知的財産侵害への対応、知的財産の流通等について、専門的な知識を駆使して、知的創造サイクルに属する様々な制度の運用を中核的に担う人材)<sup>2</sup>の輩出の取組みが先行する傾向にあった。しかしながら、昨今では幅広い事業分野で知財人材が求められており、将来の知的財産創造の担い手人材や初歩的な知財知識・問題解決スキルを有している人材、社会における知的財産の価値を認識した上で活動できる人材等、いわゆる文系・理系を問わず知的財産マインド(「他人の知的財産を尊重するマインド」)<sup>2</sup>を持って社会で活躍する“知的財産裾野人材”(『知的財産専門人材』や『知的財産創出・マネジメント人材』以外の全ての人々)<sup>2</sup>がより求められるようになってきている<sup>3</sup>。

そのような中で、山口大学では、文部科学省特別経費(プロジェクト分)「全学生に対する知財教育実質化プログラムの開発」を受けて、2013年から全学部(8学部)の1年生全員(約2,000人)に対して知財教育の必修化に取り組むとともに、

学士課程から大学院に至る知財教育カリキュラム体系を整備してきた(図1)<sup>4-9</sup>。これらの他にも各学部が専門科目として開講している知財科目もある。このように山口大学では文系・理系を問わず各自の専門性や必要性に適合した知的財産に関する知識やその利活用スキルを社会の発展に役立つように駆使できる人材育成を行っている。

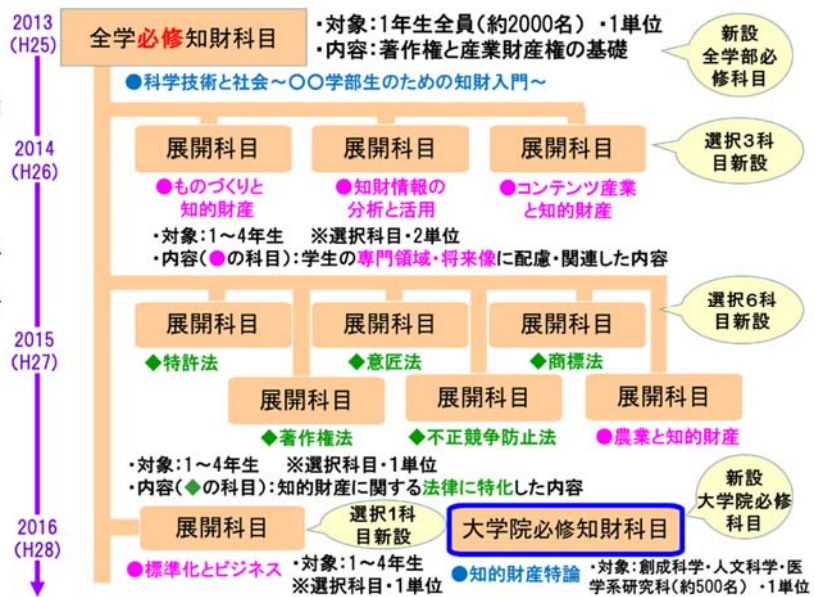


図1 山口大学の共通教育課程における知的財産科目

1 知的財産戦略会議(2002):知的財産戦略大綱。2 知的創造サイクル専門調査会(2006):知的財産人材育成総合戦略, p4-6。3 知的財産戦略本部(2013):知的財産政策ビジョン, p35。4 李鎔璟, 木村友久, 高橋正勝, 阿濱志保里(2013):「山口大学における知財教育の取組み体制」, 産学連携学会第11回大会講演予稿集, P-04, p276。5 木村友久, 李鎔璟, 高橋正勝, 阿濱志保里(2013):「共通教育での知財教育の全学必修化による効果」, 産学連携学会第11回大会講演予稿集, 0621B0900-4, p166-167。6 李鎔璟, 陳内秀樹, 北村真之, 阿濱志保里, 木村友久, 佐田洋一郎(2016):「全学必修知財教育の授業改善取り組みとそれによる効果分析」, 産学連携学, Vol.13, No.1, 2016。7 李鎔璟, 北村真之, 陳内秀樹, 阿濱志保里, 木村友久(2015):「全学必修知財教育からの展開」, 産学連携学会第13回大会講演予稿集, 0626E0900-5, p264-265。8 李鎔璟, 陳内秀樹, 木村友久(2014):「全学知財教育の展開『ものづくりと知的財産』」, 産学連携学会関西・中四国支部第6回研究・事例発表会講演予稿集, M6-19, p37-38。9 李鎔璟, 木村友久, 陳内秀樹, 北村真之, 阿濱志保里(2015):「全学必修知財教育からの理工系学生向けへの展開事例～知財展開科目『ものづくりと知的財産』の取組と学習効果の一考察～」, 日本知財学会第13回年次学術研究発表会予稿集, 2E9。

これらの特徴ある実践的知財教育の実績が評価され、山口大学大学研究推進機構知的財産センターは、2015年7月30日に文部科学大臣より「教職員の組織的な研修等の共同利用拠点（知的財産教育）」<sup>10</sup>（以下、「知財教育共同利用拠点」という）に認定された。この拠点認定は学校教育法施行規則（第143条の2）<sup>11</sup>を根拠としている制度である。知財教育共同利用拠点の認定により、山口大学でこれまでに開発してきた教材等を利用し、知財教育の導入や必修化などを検討している全国の大学等に対して、教員の授業内容および教育方法の改善を図る組織的な研修及び研究を提供できるようになった。本拠点は、①知財教育構築に向けたコンサルティング、②知財教育FD<sup>12</sup>、③知財関連SD<sup>13</sup>、④教材提供、⑤特許検索システム機能の提供、⑥経年的に他地域拠点の形成、等を図り、各大学等の知財教育実質化と自立化等を進めることを目的としている（図2）。



図2 知財教育共同利用拠点の概要

10 現在の正式拠点名は「知的財産教育研究共同利用拠点」(2018.4.1～2023.3.31)。11 学校教育法施行規則(第143条の2):「大学等における知的財産に係る施設は、教育上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができる。2 前項の施設を他の大学の利用に供する場合において、当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、教育関係共同利用拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。」12 Faculty Development: 教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。13 Staff Development: 事務職員や技術職員など職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組。